



◆町税等は納期限内に！

平成18年度の町税・介護保険料の納期限は次の一覧のとおりです。忘れずに、納期限までに納めてください。

◆町税等の納付は口座振替で！

町税、介護保険料の納付には口座振替をおすすめします。

口座振替は預金口座から納期限ごとに自動的に引き落とされるので、納め忘れ等の心配がなくとても便利です。ぜひこの機会に口座振替を！
手続きは、役場税務課又は各金融機関の窓口でお願いします。

■平成18年度納期限一覧（別表）

月	税(料)目	納期限
4月	軽自動車税 全期分	5月1日(月)
5月	固定資産税 全期・1期分	5月31日(水)
6月	町県民税 全期・1期分	6月30日(金)
7月	固定資産税 2期分	7月31日(月)
	国民健康保険税 全期・1期分 介護保険料 全期・1期分	
8月	町県民税 2期分	8月31日(木)
	国民健康保険税 2期分 介護保険料 2期分	
9月	固定資産税 3期分	10月2日(月)
	国民健康保険税 3期分 介護保険料 3期分	
10月	町県民税 3期分	10月31日(火)
	国民健康保険税 4期分 介護保険料 4期分	
11月	固定資産税 4期分	11月30日(木)
	国民健康保険税 5期分 介護保険料 5期分	
12月	町県民税 4期分	12月28日(木)
	国民健康保険税 6期分 介護保険料 6期分	
H19 1月	国民健康保険税 7期分 介護保険料 7期分	1月31日(水)
2月	国民健康保険税 8期分 介護保険料 8期分	2月28日(水)

◆軽自動車税の減免申請は4月24日までです。

身体障害者等のために利用されている軽自動車について、一定の条件に該当する場合は一人一台（自動車税も含む）に限り減免の措置があります。減免を受けようとする方は、4月24日（月）までに役場税務課又は横芝行政センターに申請してください。

●持参するもの

身体障害者手帳、療育手帳等、運転免許証
減免を受けようとする車の車検証、印かん

平成18年度軽自動車税納税
通知書
※問い合わせ
役場税務課税班
☎ 1212
横芝行政センター
☎ 1111

◆軽自動車(3・4輪)の使用者、所有者の変更及び廃車の手続きについて。

〔使用者又は所有者が代わった場合〕
・自動車検査証記入申請書（第1号様式、又は専用2号様式）（※1）
・自動車検査証
・使用者の住所を証する書面

住民票2通（発行日から3ヶ月以内のもので、1通は写しでもかまいません）

住所証明書2通（発行日から3ヶ月以内のもの）
・新しい使用者の印（個人の場合は、認印。法人の場合は、代表者印。）又は、本人の署名が必要です。
・新・旧所有者の印（個人の場合は、認印。法人の場合は、代表者印。）
・車両番号標識（ナンバープレート前後2枚）管轄等が変更する場合。
・自動車損害賠償責任保険証明書
・税申告書

〔軽自動車の使用を一時的に中止した場合（廃車）〕

・自動車検査証返納証明交付（返納届）申請書（第4号様式）（※1）
・自動車検査証
・車両番号標識（ナンバープレート前後2枚）
・使用者の印（個人の場合は、認印。法人の場合は、代表者印。）又は、本人の署名が必要です。
・使用者と所有者が異なる場合は、所有者印も必要となります。
・税申告書
検査協会構内の財団法人 関東陸運振興財団に用意してあります。

※1は、検査協会構内の千葉県軽自動車協会で購入（一部40円）しております。

申請の届出人は、本人又は第三者を問いません。また委任状も必要ありません。

◆問い合わせ
軽自動車検査協会千葉事務所

☎ 043(245)0163
テレホンサービス
☎ 043(245)9191